

名古屋市交通局管理規程第9号

名古屋市交通局事務分掌規程及び名古屋市交通局課長補佐等設置規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局事務分掌規程(令和6年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条 営業本部営業統括部乗客誘致推進課の項第9号中「市営交通資料センター及び」を削る。

第5条の3の表営業統括部の部資産管理等の項を次のように改める。

資産の有効活用	1 局長の指定する局資産の有効活用の企画及び実施に関すること。 2 局長の指定する建物の維持管理(他部課室の主管に属するものを除く。)に関すること。 3 局長の指定する附帯事業(他部課室の主管に属するものを除く。)の企画及び実施に関すること。	1
---------	---	---

第5条の3の表施設部の部を次のように改める。

施設部	鉄道土木設計管理	1 鉄道土木設計管理に関すること。	1
	施設改良	1 駅のエレベーターの整備計画及び設置に係る土木工事施行に関すること。 2 躯体変更を伴う高速度鉄道構築物	1

		及び関連施設の改良計画及び施行に関すること。	
	リニア関連 工事等調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。	1

第14条の2の表名城線北部駅務区の部栄管区駅担当の項中「志賀本通」の次に「、平安通」を、「自由ヶ丘」の次に「、上飯田」を加える。

第17条第2項の表名城線運転区の項中「、平安通」及び「、上飯田」を削る。

(名古屋市交通局課長補佐等設置規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局課長補佐等設置規程(令和6年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「課長補佐(情報管理)」を「課長補佐(DX推進総括)に、課長補佐(DX推進)」に、  
「課長補佐(資産活用)」「課長補佐(資産活用総括)」「課長補佐(事業開発)」「課長補佐(資産活用)」「課長補佐(資産管理)」を「課長補佐(資産活用)」「課長補佐(不動産管理に係る企画調整)」に改める。

第10条中「所長補佐(変電)」「所長補佐(管理)」「所長補佐(電気指令)」を「所長補佐(工事)」に改める。  
「所長補佐(変電)」

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(高速電車係員規程の一部改正)

2 高速電車係員規程(昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号)の一部を次のように改正する。

第75条第1項中

		「所長補佐（管理）」	
		電気指令主任	
「所長補佐（変電）」		電気指令員	
変電主任		所長補佐（工事）」	
変電担当	を	工事主任	に改める。
所長補佐（電気指令）」		工事担当	
電気指令主任		所長補佐（変電）」	
電気指令員	」	変電主任	
		変電担当	」

第78条から第83条までを次のように改める。

第78条 所長補佐（管理）は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、高速電車の電力の受配並びに変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策及び総合調整に関する業務を処理し、所属係員を指揮監督する。

第79条 電気指令主任は、所長補佐（管理）の命を受け、高速電車の電力の受配並びに変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策及び総合調整に関する業務を処理する。

第80条 電気指令員は、所長補佐（管理）の指揮を受け、高速電車の電力の受配並びに変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策及び総合調整に関する業務に従事する。

第81条 所長補佐（工事）は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務を処理し、所属係員を指揮監督する。

第82条 工事主任は、所長補佐（工事）の命を受け、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務を処理する。

第83条 工事担当は、所長補佐（工事）の指揮を受け、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務に従事する。

第83条の次に次の3条を加える。

第83条の2 所長補佐（変電）は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務

を処理し、所属係員を指揮監督する。

第83条の3 変電主任は、所長補佐（変電）の命を受け、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務を処理する。

第83条の4 変電担当は、所長補佐（変電）の指揮を受け、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務に従事する。

（乗車料取扱不正防止調査委員会規程の一部改正）

3 乗車料取扱不正防止調査委員会規程（昭和24年交通局達第100号）の一部を次のように改正する。

第3条中「副所長」を「副長」に、「自動車研修係員」を「自動車研修担当」に改める。

（技術係員服務規程の一部改正）

4 技術係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3節 所長補佐（変電）（第181条－第187条）  
第4節 変電主任（第188条・第189条）  
第5節 変電担当（第190条－第196条）  
第6節 所長補佐（電気指令）（第197条－第200条）  
第7節 電気指令主任（第201条・第202条）  
第8節 電気指令員（第203条－第209条）」 を

「第3節 所長補佐（管理）（第181条－第184条）  
第4節 電気指令主任（第185条・第186条）  
第5節 電気指令員（第187条－第193条）  
第6節 所長補佐（工事）（第194条－第201条）  
第7節 工事主任（第202条・第203条） に改める。

第8節 工事担当（第204条－第207条）

第8節の2 所長補佐（変電）（第208条－第209条の6）

第8節の3 変電主任（第209条の7・第209条の8）

第8節の4 変電担当（第209条の9－第209条の15）」

第7章第3節から第8節までを次のように改める。

第3節 所長補佐（管理）

(サービスの基本)

第181条 所長補佐(管理)は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、所属係員を指揮監督し、高速電車の電力の受配並びに変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備(以下この節、次節及び第5節において「電気施設」という。)の障害対策及び総合調整に関する業務を処理しなければならない。

(サービス要領)

第182条 所長補佐(管理)は、所属係員に常に受電、送電及び配電状況を監視させ、送電及び配電の確保に努めるとともに、電気施設の障害、事故等の早期復旧に努めなければならない。

(障害、事故等の処置)

第183条 所長補佐(管理)は、電力の供給又は列車運転に影響のある緊急事態が発生した場合は、直ちに所属係員からその状況、原因、復旧予定その他必要事項の報告を受け、電気事務所長に報告しなければならない。

2 所長補佐(管理)は、電気施設の障害、故障等の復旧上必要があると認めるとき又は風雨その他天災事変に際し電気施設に危険のおそれがあると認めるときは、電気係員に対し、その担当業務にかかわらず、他の業務に従事するよう指示することができる。

(工事列車等の使用手続)

第184条 所長補佐(管理)は、線路閉鎖、列車の徐行又は工事列車、大型保守用機械若しくはトロリの運行を必要とする場合は、関係所属と調整し、所定の手続によりこれを処理しなければならない。

第4節 電気指令主任

(サービスの基本)

第185条 電気指令主任は、所長補佐(管理)の命を受け、高速電車の電力の受配並びに電気施設の障害対策及び総合調整に関する業務を処理しなければならない。

(準用規定)

第186条 電気指令主任の服務については、所長補佐(管理)の服務に関する規定を準用する。

## 第5節 電気指令員

### (サービスの基本)

第187条 電気指令員は、所長補佐（管理）の指揮を受け、高速電車の電力の受配並びに電気施設の障害対策及び総合調整に関する業務に従事しなければならない。

### (担当施設の熟知)

第188条 電気指令員は、担当施設の状態及び性能を熟知し、取扱方法に精通するよう努めなければならない。

### (電力供給状況の把握)

第189条 電気指令員は、常に電力の供給状況を把握し、異状のあったとき又は障害を受けるおそれのあるときは、速やかに所長補佐（管理）に報告し、その指示を受けて適切な処置をとらなければならない。

### (送電前の確認)

第190条 電気指令員は、送電開始前に電線路に支障のないことを確認しなければならない。作業終了後もこれを点検し、異状の有無を確認しなければならない。

### (障害、事故等の処置)

第191条 電気指令員は、電気施設に障害等が発生した場合は、関係方面と密接な連絡を維持しつつ、その早期復旧のため臨機の措置を講じなければならない。

2 電気指令員は、電力の供給又は列車運転に影響のある緊急事態が発生した場合は、直ちに関係箇所と連絡をとり、その状況、原因、復旧予定その他必要事項を把握し、所長補佐（管理）に報告しなければならない。

### (工事列車等の使用手続)

第192条 電気指令員は、線路閉鎖、列車の徐行又は工事列車、大型保守用機械若しくはトロリの運行を必要とする場合は、所定の手続によりこれを処理しなければならない。

### (係員の把握)

第193条 電気指令員は、巡回中の電気係員と緊急連絡ができるよう常にその所在を把握していなければならない。

## 第6節 所長補佐（工事）

### （サービスの基本）

第194条 所長補佐（工事）は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、所属係員を指揮監督し、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務を処理しなければならない。

### （故障未然防止等）

第195条 所長補佐（工事）は、所定の方法により、電路設備、信号設備及び通信設備の改修を行い、故障を未然に防止するとともに、列車の運転等に支障を来たさないように努めなければならない。

### （線路の閉鎖又は列車の徐行）

第196条 所長補佐（工事）は、工事又は作業上線路の閉鎖又は列車の徐行を必要と認めたときは、所定の手続により、これを処置しなければならない。

### （工事列車の運転等）

第197条 所長補佐（工事）は、工事列車の運転並びに大型保守用機械及びトロリの使用に関しては、別に定める手続によらなければならない。

### （工事施行の協議）

第198条 所長補佐（工事）は、他部課に関係のある電路設備、信号設備及び通信設備の工事及び作業を施行しようとするときは、あらかじめ関係箇所と協議のうえ、当該設備に支障を及ぼさないように努めなければならない。

### （工事中の警戒）

第199条 所長補佐（工事）は、列車運転に影響を及ぼすおそれのある工事の施行中は、所属係員に列車の運転を阻害しないよう所定の方法により警戒させなければならない。

### （事故発生の処置）

第200条 所長補佐（工事）は、工事又は列車運転に影響のある緊急事態が発生したときは、直ちに電気指令員に急報するとともに、関係箇所に通報し、適切な処置をとらなければならない。

### （天災時の処置）

第201条 所長補佐（工事）は、風雨その他天災事変に際し、工事現場に危険のおそれがあると認めたときは、所属係員を指揮して適切な処置をとるとともに、電気事務所に報告しなければならない。

#### 第7節 工事主任

（サービスの基本）

第202条 工事主任は、所長補佐（工事）の命を受け、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務を処理しなければならない。

（準用規定）

第203条 工事主任のサービスについては、所長補佐（工事）のサービスに関する規定を準用する。

#### 第8節 工事担当

（サービスの基本）

第204条 工事担当は、所長補佐（工事）の指揮を受け、高速電車の電路設備、信号設備及び通信設備の改修に関する業務に従事しなければならない。

（工事施行中の警戒）

第205条 工事担当は、列車運転に影響を及ぼすおそれのある工事の施行中は、所長補佐（工事）の指示により、列車の運転を阻害しないよう警戒しなければならない。

（事故発見の処置）

第206条 工事担当は、工事中に電路設備、信号設備及び通信設備に支障があると認めたときは、列車に危害の及ばないよう臨機の処置をとるとともに、その旨を電気指令員に急報しなければならない。

（天災時の処置）

第207条 工事担当は、風雨その他天災事変に際し、工事現場の電路設備、信号設備及び通信設備に危険があると認めたときは、所長補佐（工事）の指示により、当該工事現場を警戒しなければならない。

第7章第8節の次に次の3節を加える。

#### 第8節の2 所長補佐（変電）

（サービスの基本）

第208条 所長補佐（変電）は、電気事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、所属係員を指揮監督し、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務を処理しなければならない。

（服務要領）

第209条 所長補佐（変電）は、随時変電所を巡検し、必要に応じて指示するとともに、所属係員に変電所を巡回させなければならない。

（故障の未然防止等）

第209条の2 所長補佐（変電）は、所定の方法により、変電所設備の点検、検査、修理等を行い、故障を未然に防止するとともに、電力の供給及び列車の運転に支障を来さないように努めなければならない。

（工事施行の協議）

第209条の3 所長補佐（変電）は、他部課に関係のある変電所設備の工事及び作業を施行しようとするときは、あらかじめ関係箇所と協議の上、当該設備に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（工事中の警戒）

第209条の4 所長補佐（変電）は、電力の供給又は列車運転に影響を及ぼすおそれのある工事の施行中は、所属係員に所定の方法により警戒させなければならない。

（事故発生の処置）

第209条の5 所長補佐（変電）は、電力の供給又は列車運転に影響のある緊急事態が発生したときは、直ちに電気指令員に急報するとともに、関係箇所に通報し、適切な処置をとらなければならない。

（天災時の処置）

第209条の6 所長補佐（変電）は、風雨その他天災事変に際し、変電所に危険のおそれがあると認めるときは、所属係員を指揮して適切な処置をとるとともに、電気事務所長に報告しなければならない。

### 第8節の3 変電主任

（服務の基本）

第209条の7 変電主任は、所長補佐（変電）の命を受け、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務を処理しなければならない。

(準用規定)

第209条の8 変電主任の服務については、所長補佐(変電)の服務に関する規定を準用する。

#### 第8節の4 変電担当

(服務の基本)

第209条の9 変電担当は、所長補佐(変電)の指揮を受け、高速電車の変電所設備の改修、保守及び管理に関する業務に従事しなければならない。

(巡回)

第209条の10 変電担当は、所長補佐(変電)の指示により変電所を巡回し、その状態に注意するとともに、必要に応じこれを修理しなければならない。

(担当設備の熟知)

第209条の11 変電担当は、担当設備の状態及び性能を熟知し、取扱方法に精通するよう努めなければならない。

(故障の未然防止等)

第209条の12 変電担当は、常に担当設備の点検手入れを良くし、故障を未然に防止するよう努めるとともに、職務上必要な器具、資材等を一定の箇所に整備しておかななければならない。

(工事中の警戒)

第209条の13 変電担当は、電力の供給又は列車運転に影響を及ぼすおそれのある工事の施行中は、所長補佐(変電)の指示により列車の運転を阻害しないよう所定の方法により警戒しなければならない。

(事故発見の処置)

第209条の14 変電担当は、変電所設備に異状があると認めたときは、電力の供給又は列車運転に影響が及ばないよう臨機の処置をとるとともに、その旨を電気指令員に急報しなければならない。

(天災時の処置)

第209条の15 変電担当は、風雨その他天災事変に際し、変電所に危険があると認めたときは、所長補佐(変電)の指示により、当該設備を警戒しなければならない。

(乗務員等組長規程の一部改正)

- 5 乗務員等組長規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表駅務区の部名城線北部の項中「8組」を「9組」に、「各駅」を「上飯田駅を除く各駅」に改める。

(名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正)

- 6 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1車両電気部の部車両電気部長の款電気事務所の項中 「所長補佐  
(変電)」

を 「所長補佐  
(管理)」 に改める。

(高速電車運転取扱規程の一部改正)

- 7 高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「所長補佐（変電）、所長補佐（電気指令）」を「所長補佐（管理）、所長補佐（工事）、所長補佐（変電）」に改め、「、変電主任、電気指令主任、電路主任」を削り、「所長補佐（桜通線信号通信）」の次に「、電気指令主任、工事主任、変電主任、電路主任」を加える。